

経 済 産 業 省

20180323保局第5号

平成30年3月30日

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定についてを別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（20150924商局第1号）は、平成30年4月1日限り廃止する。

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について

1. 認定完成検査の対象に係る工事及び認定保安検査の対象に係る特定施設の解釈

(1) 認定完成検査実施者(製造施設の場合に限る。)

認定完成検査実施者が自ら完成検査を行うことができる特定変更工事に関して、冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。)第46条第2項、液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。)第83条第2項若しくは一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。)第85条第2項の「新たな製造施設の設置の工事」又はコンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。)第40条第2項の「新たな製造施設の追加の工事」には、製造施設のスクラップアンドビルドの工事を含むものとする。

(2) 認定保安検査実施者

認定保安検査実施者が自ら保安検査を行うことができる施設に関して、一般則第87条第3項、液石則第85条第3項、コンビ則第42条第3項又は冷凍則第48条第3項の「特定施設」とは、次のいずれかに該当するものとする。

イ 直近の認定日以降、変更の工事が行われていない特定施設

ロ 直近の認定日以降、変更の工事が行われた特定施設のうち、当該変更の工事が特定変更工事((1)参照。以下同じ。)であるもの

ハ 直近の認定日以降、特定変更工事以外の変更の工事が行われた特定施設のうち、既に認定を受けている施設の部分。ただし、当該変更の工事が施設の増設に係るもので、増設した施設の部分と既に認定を受けている施設の部分について弁等による縁切り区分が可能である場合に限る。(既に認定を受けている施設の部分の変更の工事を伴うものについては、当該変更の工事が特定変更工事に該当する場合に限る。)

2. 認定申請者の欠格事由

(1) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)第3

9条の6第1項第1号に関して、「高圧ガスの製造を開始した日」とは、法第21条第1項に基づき製造の開始の届出を行った日とする。

(2) 法第39条の6第1項第2号及び第3号に関して、「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

① 負傷の程度に応じて次の表aからdまでに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死 者	重傷者	軽傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が30日未満を負傷者をいう。

② 直接損害額が2億円以上発生したもの

③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの

イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したもの

ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したもの

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたもの

④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。

イ 大規模な爆発、破裂等が発生したもの

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの

3. 認定の申請手続き

認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。なお、一般則第

79条第2項、液石則第77条第2項及びコンビ則第34条第2項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。

- (1) 認定完成検査実施者の認定申請者は、申請書(添付書類を含む。以下同じ)正本1通及び副本2通を認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。
- (2) 認定保安検査実施者の認定申請者は、申請書正本1通及び副本2通を認定に係る事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。
- (3) (1) 又は (2) の申請書正本には、別に定める政令により定める申請手数料相当額の収入印紙及び登録免許税法により定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を貼付しなければならない。ただし、登録免許税法第24条第1項に定める納付の特例を利用する場合については、この限りではない。
- (4) 産業保安監督部長は、上記(1) 及び(2) の申請書のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事(認定に係る事業所又は第一種貯蔵所が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であって、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。4.(4)、8.(1) 及び(4) 並びに9.(2) において同じ。)に送付するものとする。
- (5) 認定申請者は、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を同時に申請することができる。この場合、重複する添付書類については認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に係るどちらか一方の申請書に添付すれば足りる。

4. 検査

- (1) 法第39条の3第2項及び法第39条の5第2項に規定する検査のための組織及び検査の方法に関する経済産業大臣による検査に資するため、経済産業省内に学識経験者等を構成員とする委員会を設置する。
- (2) 委員会は、書類審査及び現地審査を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。
- (3) 経済産業大臣は、(2) の審査結果を踏まえ、検査を実施し認定の可否の

判定を行う。

- (4) 経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事、高圧ガス保安協会会長並びに申請者に通知するものとする。
- (5) 検査のための組織に関する検査は、次に掲げる項目について行うものとする。
 - ① 完成検査のための組織に係る検査項目
一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3の上欄の各項目について行う。
 - ② 保安検査のための組織に係る検査項目
一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4の上欄の各項目について行う。
- (6) 保安検査のための組織に係る検査項目のうち、一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4上欄三イ下欄一中「運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること」については、原則設備を直接検査することを要するが、設備改善が適切に行われていることが、記録で明らかに確認できる場合には、この限りでない。
- (7) 複数の事業所を有し、うち一の事業所について認定を受けた者が、他の事業所について新たに認定の申請を行う場合であって、以下の要件を全て満たすときには、当該申請に係る経済産業大臣の検査のうち本社組織に係る検査を省略することができる。
 - ① 直近6か月以内に一の事業所について認定を取得しているとき。
 - ② ①の認定を取得する際に、本社組織に係る検査を受けているとき。
 - ③ ①の認定を取得する際の本社組織について、当該認定取得後変更が行われていないとき。
 - ④ 当該事業者の事業所において、①の認定取得後事故が発生していないとき。

5. 認定の方法

(1) 施設の特定

経済産業大臣が行う認定は、法第8条第1号又は法第16条第2項の技術上の基準に適合していることを検査の記録により届け出ることができる製

造施設又は貯蔵設備及び検査の方法等を特定して行うものとする。

(2) 次回検査時期の設定

保安検査の方法のうち、次回検査基準を定める場合には、「高圧ガス設備の供用適正評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/P A J / J P C A S 0 8 5 1 (2 0 1 4)」(以下「次回検査時期設定基準」という。)によることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える次回検査時期 設定基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
2. 2. 1 c)	3 回	5 回
3. 3. 1 b)	2 年	4 年
	3 回	5 回
3. 3. 2 b)	3 回	5 回
3. 3. 2 b) 備考	3 回分	5 回分
3. 3. 3	2 年	4 年
	2 年間	4 年間
	計 3 回分	計 5 回分
	2 年後	4 年後
5. 1. 1	0. 5 としている。	0. 5 とする。
図 5. 1	最大 4 年	最大 2 年
5. 2. 1 a) 1)	0. 8	0. 5
5. 2. 1 a) 2)	0. 8	0. 5
5. 2. 1 b) 1)	4 年	2 年
5. 2. 2 b) 1)	4 年	2 年
5. 2. 3 b) 1)	4 年	2 年
5. 2. 4 b) 1)	4 年	2 年
5. 4	既定の次回検査時期を適用してもよい。開放検査時期の見直し例を、図 5. 2 に示す。	既定の次回検査時期を適用してもよい。
6. 2. 2 a) 2)	2 年	4 年

	2年間	4年間
	計3回分	計5回分
6. 3. 4 a) 2)	2年	4年
	2年間	4年間
	計3回分	計5回分

(3) 施設の追加

- ① 1. から4. までの規定は、一般則第92条、液石則第90条、コンビ則第47条、冷凍則第53条の規定により、自ら検査を行う製造施設又は貯蔵施設を追加する場合に準用する。この場合、4.(5)の検査のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。
- ② 添付書類のうち新規又は法第39条の8の認定の更新に係る申請時に提出したものと変更がないものについては省略することができる。
- ③ 追加された施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までとする。

6. 認定の更新

1. から5. までの規定は、認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

7. 変更の届出

法第39条の9第1項及び第2項の規定により、遅滞なく届出を要する場合は、以下の書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が認定の基準に直接関係があると認められる場合とする。

(1) 認定完成検査実施者における完成検査のための組織又は完成検査の方法について（法第39条の9第1項について）

- ① 冷凍則第46条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ② 液石則第83条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ③ 一般則第85条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ④ コンビ則第40条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更

(2) 認定保安検査実施者における保安検査のための組織又は保安検査の方法について（法第39条の9第2項について）

- ① 冷凍則第 4 8 条第 1 項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
 - ② 液石則第 8 5 条第 1 項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
 - ③ 一般則第 8 7 条第 1 項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
 - ④ コンビ則第 4 2 条第 1 項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- (3) 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者は、法第 3 9 条の 9 第 1 項及び第 2 項の規定による変更の届出については、同時に届け出ることができる。この場合、法第 3 9 条の 9 第 1 項及び第 2 項の規定による届出のうち、重複する書類については、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に係るどちらか一方の変更届出書に添付すれば足りる。

8. 認定の取消し

- (1) 法第 3 9 条の 1 2 第 1 項第 1 号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。

- ① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

	死 者	重傷者	軽傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上を負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 3 0 日未満を負傷者をいう。

- ② 直接損害額が 2 億円以上発生したとき。
- ③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。
 - イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。
 - ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したとき。
 - ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生

したとき。

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。

- ④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。例としては以下のとおり。

イ 大規模な爆発、破裂等が発生したとき。

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したとき。

- ⑤ ①から④までのいずれにも該当しない災害が１年間に２回又は５年間に４回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、少量の高压ガスの漏えいや、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、災害覚知後、迅速に都道府県知事等に通知されているものは、この場合の災害には該当しないものとする。

（２）法第３９条の１２第１項第２号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所の高压ガス設備以外の施設において、次のいずれかの要件に該当する発火その他の高压ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生した場合とする。

- ① （１）の①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あった事故と認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。
- ② ①の要件に該当しない事故が１年間に４回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。
- ③ ①の要件に該当しない事故が１年間に２回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたときであって、（１）の⑤の災害が過去１年間に１回発生していたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機

関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

(3) 法第39条の12第1項第6号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。

① 認定保安検査に係る検査脱漏等、事業所の保安体制に不備が認められ、かつ、それが(1)の①から③まで(③イを除く。)に掲げるいずれかの災害を惹起するおそれが相当程度あったと認められたとき。ただし、本社による監査等により自ら確認し、速やかに報告があったものについては、この限りではない。

② 緊急時即時通報連絡が行われなかったとき等保安体制に重大な不備が認められたとき。

(4) 法第39条の12第1項第7号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、検査内容を捏造又は改ざんした認定保安検査又は認定完成検査の記録を都道府県知事へ届け出た場合とする。

9. その他

(1) 申請書の作成方法

① 認定申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新又は追加を申請施設ごとに明確に記入すること。

② 認定保安検査実施者の認定申請のうち、運転を停止することなく保安検査を行う場合は、認定申請書中「運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間」の欄に、申請施設ごとに連続運転期間を記入すること。

③ 申請施設名は、都道府県知事の許可を受けた施設名を記入すること。

(2) その他

① 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示(以下「告示」という。)第6条第1項の「製造工程、設備、運転等」には、非定常時の作業、工程、運転等も含むものとする。

② 告示第10条第2項第3号ハの「運転管理を担当する組織に所属している者の50パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること」とは、

申請施設ごとに製造保安責任者免状を有している者が50パーセント以上であることを指す。

- ③ 告示第11条第2項第6号の「その他教育訓練全般」には、危険を予知する能力等の養成、向上に資する教育訓練も含むものとする。
- ④ 告示第15条第5項の「冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施していること」とは、既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成26年5月21日付け20140519商局第1号）等の通知文書の対象となる既存の設備等について、当該通知文書に従い適切に対策を実施していることをいう。
- ⑤ 一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3上欄三イ下欄二、三若しくは五並びに一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4上欄三ロ下欄二中「検査組織の長」及び一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3上欄三ハ下欄二並びに一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4上欄三ニ下欄二中「検査管理を行う組織の長」が実施する業務について、当該規則に規定する基準に該当する範囲内において、その業務を代行する者をあらかじめ指名することができることとする。
- ⑥ 一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3上欄三イ下欄六並びに一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4上欄三ロ下欄三並びに告示第10条第2項第4号ハ中「必要な非破壊検査技術に関する資格」とは、一般社団法人日本非破壊検査協会が認定する非破壊試験に係る資格のうち非破壊試験技術者レベル2以上とする。
- ⑦ 一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3上欄三ロ下欄二並びに一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4上欄三ハ下欄二中「適切に実施されること」は、検査のチェックが有効に機能する体制であることとする。